

令和3年8月23日

令和3年8月11日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和3年8月11日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 7団体(6市1町)

長野県	岡谷市、諏訪市、木曾町
福岡県	八女市、みやま市
長崎県	雲仙市、南島原市

2 繰上げ交付額

長野県	864百万円
福岡県	1,213百万円
長崎県	1,626百万円
合計	3,703百万円

3 日程

令和3年8月23日(月) 交付決定

令和3年8月24日(火) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 前田、富澤、小幡
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

令和3年8月11日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

(単位:百万円)

<長野県> (2市1町)

団体名	繰上げ交付額
岡谷市	310
諏訪市	220
木曾町	334
合計	864

<佐賀県> (1市1町)

団体名	繰上げ交付額
武雄市	428
大町町	133
合計	561

<島根県> (2町)

団体名	繰上げ交付額
川本町	146
美郷町	238
合計	384

<長崎県> (2市)

団体名	繰上げ交付額
雲仙市	759
南島原市	867
合計	1,626

<広島県> (2市1町)

団体名	繰上げ交付額
広島市	3,538
三次市	941
北広島町	418
合計	4,897

(10市5町)

交付総額	11,071
------	--------

※8月20日(金)繰上げ交付分:

8団体(4市4町)
7,368百万円
島根県2団体(2町)
広島県3団体(2市1町)
福岡県1団体(1市)
佐賀県2団体(1市1町)

<福岡県> (3市)

団体名	繰上げ交付額
久留米市	1,526
八女市	807
みやま市	406
合計	2,739

※8月24日(火)繰上げ交付分:

7団体(6市1町)
3,703百万円
長野県3団体(2市1町)
福岡県2団体(2市)
長崎県2団体(2市)